

第2章

米 国

| | |
|---|----|
| 内国民待遇 | 61 |
| (1) 港湾維持税 | 61 |
| (2) 1920年商船法（ジョーンズ法） | 61 |
| 輸出制限措置 | 61 |
| (1) 輸出管理制度 | 61 |
| (2) 丸太の輸出規制 | 64 |
| 関税 | 65 |
| (1) 関税構造 | 64 |
| (2) 時計の関税算定方法 | 65 |
| アンチ・ダンピング | 66 |
| (1) バード修正条項（DS217 / DS234） | 66 |
| (2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定 | 67 |
| (3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184） | 70 |
| (4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット・レビューの運用） | 70 |
| (5) 日本製厚板に対するAD措置 | 71 |
| 補助金・相殺措置 | 72 |
| (1) 2018年農業法 | 72 |
| (2) 電気自動車税制優遇措置 | 74 |
| セーフガード | 75 |
| 太陽電池・大型洗濯機セーフガード | 75 |
| 原産地規則 | 76 |
| 時計の原産地表示規則 | 76 |
| 基準・認証制度 | 76 |
| (1) 自動車ラベリング法 | 76 |
| (2) CAFE（企業平均燃費）規制 | 76 |
| サービス貿易 | 77 |
| (1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）・外国投資リスク審査現代化 | 77 |
| (2) 金融 | 79 |
| (3) 電気通信 | 80 |
| 知的財産 | 80 |
| (1) 商標制度（オムニバス法211条） | 80 |

| | |
|---|-----------|
| (2) 著作権制度 | 81 |
| 政府調達 | 81 |
| バイ・アメリカン関連ルール | 81 |
| 一方的措置・域外適用 | 83 |
| (1) 1974年通商法301条及び関連規定 | 83 |
| (2) 1962年通商拡大法232条 | 83 |
| (3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法 1303 条によって改正された 1974年通商法 182条) | 89 |
| その他 | 90 |
| 酒類容器の容量規制 | 90 |

内国民待遇

(1) 港湾維持税

米国は、米国内の港湾を利用する者（荷主）に対し、貨物（輸出入及び一部国内貨物）の 0.125 %（1990 年までは 0.04 %）にあたる従価税を賦課する制度を 1987 年から実施している。

本制度においては、輸入品については、関税と同時に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期ごとに船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また、国内貨物の一部（①四半期当たり 1 万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ等）については免除が認められているが、輸入品には免除は認められていない。

本制度は、WTO 協定上、輸入品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになることから GATT 2 条（関税譲許）、輸出品と輸入品との間の捕捉率の違いや免除の有無の点で GATT 3 条（内国民待遇）、港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられることから GATT 8 条（輸出入に関連する費用）に違反する可能性がある等の問題点がある。

詳細は 2016 年版不公正貿易報告書 111 頁参照

(2) 1920 年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送について、（i）米国造船所で建造された、（ii）米国籍の、（iii）米国民所有で、（iv）米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認めている。結果として外国製船舶の輸入が阻害されることとなる。

2022 年 12 月 23 日、ジョーンズ法の適用除外に関して変更を加える法律が成立。主要な変更点は、①ジョーンズ法の適用除外を判断する際、米国船舶の稼働率を訴求的に調査することが禁止された点、②国土安全保障省（Department of Homeland

Security）ではなく大統領に対して、ジョーンズ法の適用除外を単独で判断する権限が付与された点、及び③ジョーンズ法の適用除外に関する情報の透明性及び伝達性の向上が求められた点の 3 点。

<国際ルール上の問題点>

本法は、GATT 3 条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）及び 11 条（数量制限の一般的禁止）に違反すると考えられるが、GATT の暫定的適用に関する特則により、米国は本法を維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米国以外の加盟国は上記特則が GATT では引き継がれない点を受け入れたが、米国が上記特則の内容の維持を主張したため、最終的に 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（1994 年 GATT）の Paragraph 3（a）に例外条項が置かれ、引き続き米国は本法を維持した。しかしながら、WTO の基本原則に照らせば、本法は、内国民待遇及び数量制限の一般的禁止の観点で問題がある。

輸出制限措置

(1) 輸出管理制度

<措置の概要>

(1) EAR（Export Administration Regulations）

米国では、武器品目の輸出は、1976 年武器輸出管理法及び同法に基づく国際武器取引規則によって管理されており、他方、軍事用途等に利用可能な民生品目（いわゆるデュアルユースアイテム）の輸出については、輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」という。）によって管理されている。

EAR は、米国からの貨物、技術、ソフトウェアの輸出に加え、一定の場合には、米国域外からの輸出（＝再輸出）及び同一国内移転（以下「輸出等」とする）にも適用される。再輸出及び同一国内移転規制の対象となる品目とは、①米国原産品目、②米国原産比率が 25 %（テロ支援国家等が仕向け先の場合は 10 %）を超える外国製品、③半導体の設計又は製造のために特別に設計したソフトウェア等、一定の分野における米国原産ソフトウェア・技術から直接製造された外国製品、④一定分野の米国原産のソフトウェア、技術か

ら外国で直接的に製造されたプラントまたはプラント主要部分によって外国で製造されたものである。なお、EAR に基づく輸出管理のうち、上記③・④を対象とするものを直接製品規制（FDPR：Foreign Direct Product Rule）という。

EAR は、①リスト規制、②エンドユース規制、③エンドユーザー規制から構成される。具体的には、①商務省の規制品目リスト（CCL：Commerce Control List）に掲載されている汎用品・技術の輸出等、②大量破壊兵器等特定の用途で用いられる汎用品・技術の輸出等、③エンティティリスト（Entity List、米国の安全保障・外国政策上の利益に反する外国の主体のリスト）等の特定のリストに掲載されている者への輸出等に際して、それぞれ許可が必要とされている。なお、CCL に記載されている汎用品・技術であって、②③に該当しないものについては、例外規定（許可例外）に該当すれば、許可が不要とされる。

（2）ECRA（Export Control Reform Act）

EAR は 1979 年輸出管理法を上位法としていたが、2001 年 8 月の同法の失効に伴い、国家緊急経済権限法に根拠規定がおかれた。2018 年 8 月に輸出管理改革法（ECRA：Export Control Reform Act）が成立してからは、同法が EAR の根拠規定となった。

加えて、ECRA では、規制対象の技術の範囲を拡大することが定められた。具体的には、ECRA には、規制対象技術として新興・基盤技術（emerging and foundational technology）を追加すべき旨が盛り込まれた。これらの技術について具体的な定義を明確化する規則が施行予定であるものの、現時点では公表されていない。ただし、既に 37 品目の新興・基盤技術が規制の対象となっており、パブリックコメントが実施された。2020 年 1 月には、商務省が例示した新興技術 14 分野のうち、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア（AI 関連）に関する独自規制が暫定導入された。

<懸念点>

米国の輸出管理制度のうち、再輸出の管理については、下記の観点から懸念がある。

（1）実務上の懸念点

我が国を含め、ワッセナー・アレンジメント等の輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、米国の規制とあわせ二重の規制を課す事は不必要であり、輸出者に過剰な負担を強いることとなる。加えて、米国の輸出者は、再輸出管理の対象品目一般について、インボイスにその旨を記載したステートメントを含める義務があり、また、集積回路、電子計算機等に関連する一定品目については、インボイスに当該品目の輸出管理品目番号（ECCN）を付す義務はあるが、輸入者にとっては、輸出品目に関する十分な情報を入手できず、第三国に再輸出する際の品目の特定や規制の該非判定が困難となる可能性があり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される恐れがある。

（2）国際ルール上の問題点

米国の再輸出管理制度の適用範囲は非常に広範であり、米国が制裁対象とする国や企業と取引を行うか否かは、基本的には各事業者及び当該事業者が所在する国の判断に委ねられるべき問題であり、米国が自国領域を越えてかかる判断に規律を及ぼそうとすることは、一般国際法上許容されない管轄権行使となる恐れがある。

米国の再輸出管理制度については、企業活動や研究活動等を不当に阻害することのないよう、慎重に産業界や学術界の意見が取り入れられる必要がある。また、日本をはじめ国際輸出管理レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している同盟国・パートナーに対しては、事前の調整や通知を行うことで、不当な措置を抑制するとともに、措置を実施する場合であっても予見可能性が確保され、関係国間の公平な競争環境（レベル・プレイング・フィールド）が確保される必要がある。

実際に、米中の輸出管理域外適用については、2020 年 10 月、産業界 10 団体の連名で、米中による輸出管理措置の応酬について政府レベルでの対応を求める要望書が経済産業省に提出された。

<最近の動き>

米国では、近年、米中両国による技術を巡る覇権争いが激化する中、中国の軍民融合戦略への関与が疑われる中国企業等に対する輸出管理が強化されている。

2019 年 5 月、米国商務省産業安全保障局（BIS：Bureau of Industry and Security）は、Huawei

社及びその関連企業（以下「Huawei 等」）をエンティティリストに追加し、同社を仕向け先とする米国原産比率 25 %超の輸出等が原則不許可となった。

2020 年 5 月及び 8 月には、直接製品規制を改正し、規制対象となる仕向け先や品目を拡大した。具体的には、対象仕向け先を旧共産圏諸国やテロ支援国家等の懸念国から貿易管理上のホワイト国を含む全ての国・地域に拡大し、該当品目は国家安全保障理由で規制される品目からリスト規制非該当品¹（米国原産の技術やソフトウェアを用いて他社が設計・開発する半導体チップ等）にまで拡大した。また、同年 8 月の FDPR 改正によって、エンティティリストに掲載されている Huawei 等がサプライチェーンに関与している場合、すなわち Huawei 等が購入者・中間荷受人・最終荷受人・エンドユーザー等であることを輸出者等が知り又は知りうる場合、輸出等が原則不許可となった。これにより、Huawei 等が関与する限り、米国原産技術・ソフトウェアを用いて直接製造された半導体チップ等の第三国からの輸出が事実上禁止された。

2020 年 6 月には、BIS は、中国を対象に通常兵器に用いられる（軍事利用されうる）汎用品・技術に対するエンドユース（Military End-Use）規制を強化し、9 月には、中国半導体製造大手の SMIC について、同社の一部取引先企業に軍事利用のリスクを通知（インフォーム）し、SMIC への輸出には輸出許可が必要であるとした。12 月には航空・電子・素材等中国企業58社を含むミリタリーエンドユーザーリスト（MEUL：Military End User List）を策定し、エンドユーザー規制の対象とした。2021 年 1 月には国有企業であるスカイリゾンが同リストに追加されている。さらに、2020 年 12 月、軍民融合戦略への関与等を理由に、SMIC の他、ハイテク監視技術等を用いた人権抑圧への加担等を理由にドローン製造大手の DJI をエンティティリストに追加した。同月、中国本土と比較して幅広い許可例外等、米国の輸出管理上の優遇を受けていた香港の地位を見直し、全て中国本土と同一化する旨発表した。

2022 年 10 月、BIS は、さらに対中の輸出管理強化に関する各種措置を公表した。

第一に、先端コンピューティング及び半導体製造に関する輸出管理として、以下の製品・技術・ソフトウェアを CCL に追加した。

・中国に対する輸出に関して、①一定の半導体製造装置、②一定の先端コンピューティングチップ及びこれを組み込んだコンピューター、並びに③これらに関連する技術及びソフトウェア

・より低いレベルのコンピューティング集積回路及びこれを組み込んだコンピューター並びにこれらに関連する技術及びソフトウェア（反テロリズムを根拠とする輸出規制として）

第二に、以下の3種類の直接製品規制が新設された。

・2020 年 8 月改正による Huawei 向け直接製品規制の拡大と同様に、先端コンピューティング又はスーパーコンピューターに関連する 28 の中国企業等についても直接製品規制を拡大した。先端コンピューティング関連：①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②一定の集積回路・先端コンピューティングないしそれらに関連する製品であって、③当該外国産品・技術が、(i)中国向けであること若しくはリスト規制非該当品 に該当しない中国向けコンピューター、部品等に組み込まれること、又は(ii)中国に本社を置く企業によって、マスクないし集積回路のウェハー若しくはダイ（die）のために開発された技術であることを認識し又は認識しうるとき、当該直接製品の輸出等を許可制とした。

・スーパーコンピューターとしてのエンドユース関連：①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②(i)中国向けのスーパーコンピューターの開発、製造若しくは修理等の用に供されること又は(ii)中国向けのスーパーコンピューターの部品等に組み込まれる若しくは部品等の開発若しくは製造の用に供されることを認識し又は認識しうるとき、当該直接製品の輸出等を許可制とした。

第三に、スーパーコンピューター及び半導体製造装置に関して、中国に関連した、以下を含むエンドユース・エンドユーザー規制を導入し、許可制にかからしめた。なお、米国及び一定国に本社を有する中国内のエンドユーザーが下記 iii に当たる場合を除き、輸出不許可の推定がかかる旨規定されている。

¹ EAR の規制対象品目だが、CCL で規定されていない品目に附される規制品目のこと。

- i. 中国に向けた／所在するスーパーコンピューターの開発・製造等
- ii. 中国に向けた／所在するスーパーコンピューターの部品への組み込みまたは開発・製造等
- iii. 以下の基準を満たす集積回路を製造する中国に所在する半導体製造設備における集積回路の開発または製造：① 16 nm または 14 nm 以下の非平面トランジスタ・アーキテクチャのロジック・チップ、② ハーフピッチ 18 nm 以下の DRAM メモリ・チップ、③ 128 層以上の NAND フラッシュ・メモリ・チップ

第四に、31 の中国企業等を未検証エンドユーザーリスト（Unverified List）に追加した。また、輸出先国の政府が BIS による調査への協力を継続的に拒否した場合、当該輸出先の企業がエンティティリストに追加される可能性があり、さらに具体的に、輸出先国政府のそのような非協力によって未検証エンドユーザーリスト掲載者に対する検証が妨げられる場合は当該掲載者がエンティティリストに追加される可能性があることを明確にした。未検証エンドユーザーリストとは、BIS がエンドユーズ・エンドユーザー等に関する懸念が払拭できなかった企業を掲載するリストであり、未検証エンドユーザーリスト掲載者に対する EAR 対象品目の輸出等は、許可例外の適用を受けられず、輸出等の許可が不要な場合でも未検証エンドユーザーリスト掲載者から供述書（UVL statement）を取得する必要があるといった規制が適用される。

2023 年 8 月、BIS は、EAR の改正を発表し、核兵器の拡散防止を目的とする NP2 指定を受けた品目につき、大量破壊兵器懸念国として指定された国々のほか、中国及びマカオ向けに輸出する場合も輸出許可が必要となるとした。

2023 年 10 月、BIS は、EAR の改正を発表し、対中の半導体関連の輸出管理をさらに強化した。

この改定は、半導体製造装置関連の輸出規制（SME IFR）と、先端コンピューティング・チップ関連の輸出規制（AC / S IFR）の 2 つに分かれている。SME IFR は、(i) 輸出管理規制の対象となる半導体製造装置の種類を拡大し、(ii) 米国企業が中国国内の先端半導体施設向けに支援を提

供することに関する規制内容を精緻化し、(iii) 武器輸出が禁止される指定24か国向けに半導体製造装置を輸出する場合は輸出許可の取得が必要になるという内容である。AC/S IFR は、(i) 先端半導体が輸出許可申請の適用対象となるのかに関する判断枠組を調整し、(ii) 中国以外の国への輸出も管理対象に含めるといった規制迂回防止措置を講ずる内容となっている。

さらに、2023 年 10 月、BIS は、13 の中国企業をエンティティリストに追加した。

（2）丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990 年に発効した「Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act of 1990（1990 年森林資源保全及び不足緩和法）」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（GATT 20 条（g））等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めた GATT 11 条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中での丸太の輸出規制であるため、GATT 20 条（g）では正当化されず、GATT 11 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

当該措置について今後も注視していくとともに、必要に応じてマルチ、バイなどの場を通じて是正を働きかけていく。

関 税

（1）関税構造

* 本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性

の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法（Tariff Act of 1930）、税関近代化法及び関連法規において、一般税率（NTR 税率）、特別税率（FTA、GSP など特惠税率）、法定税率（特定国に対する税率）及び特殊関税（相殺関税、AD 関税）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日米貿易協定税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品などに対する関税優遇措置（関税払戻制度、関税減免措置）がある。

米国の 2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 3.2% であるが、履物（最高 48%）、ガラス製品（最高 38%）、アパレル製品（最高 32%）、陶磁器（最高 32%）、毛織物（最高 25%）、トラック（25%）、皮革製品など（20%）、綿織物（16.5%）、チタン（15%）等の高い譲許税率が存在する。特にトラックについては、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は 100% であり、2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 3.1% であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結した ITA 拡大交渉（詳細は、第II部第5章2. (2) ITA (情報技術協定) 交渉を参照）について、米国は、2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、マイクロフォン等の部分品（8.5%）、双眼顕微鏡（7.2%）、フォトレジスト（6.5%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2019 年 7 月までに撤廃さ

れた。日米貿易協定は 2018 年 9 月の首脳会談において発出された日米共同声明に基づき、2019 年 4 月から閣僚間の交渉が開始され、同年 9 月に最終合意がなされた。具体的には、日本は有税工業品を譲許せず、米国は鉱工業品の一部について、関税の即時又は段階的撤廃、削減することに合意した。同年 10 月に本合意内容で署名し、同年 12 月に公布及び告示し、2020 年 1 月に発効した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた措置については、「一方的措置・域外適用」の(1) <最近の動き>①を参照。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8 桁）に対する関税率は設定していない。

また、これらの完成品構成部品は米国の 91 類関税率表で Statistical Notes により Statistical Suffix として HS コード 9 桁目・10 桁目が一方的に制定され、それに従うことが求められている。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法や HS コードの独自設定は貿易事業者にも過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は、現在ごく僅かしか流通していない機械式時計を前提として、電気駆動式時計にも拡大適用されたものであり、流通実態を反映していない。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアテ

イブ」において、本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告したとされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における TPR 対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ（TPP）協定において、2015 年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国が TPP 協定からの離脱を表明し、2020 年 1 月に合意された日米貿易協定においても米国の関税撤廃対象品目とならなかったため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。

アンチ・ダンピング

米国は、AD 措置の伝統的なユーザーであり、1995 年以降に発動した AD 措置は 615 件であり（2022 年 6 月 30 日時点）、先進国の中では WTO 加盟国で最多である²。

米国の AD 措置は、調査当局による情報開示が積極的に行われているため、制度の透明性が高い³。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係

者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、AD 措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO 発足以降、WTO 紛争解決手続に基づき協議要請がされた AD 関連の事案は 142 件あるが、そのうち 62 件が米国の AD 措置を対象にしたものである⁴。今後も、米国の AD 措置の協定整合性を注視し、協定整合性の疑いがある措置の是正を求めていくことが重要である。

我が国は、米国の AD 措置の問題点として、バード修正条項、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、長期にわたる AD 措置の継続（サンセット・レビューの運用）等、多くの問題に関して改善を求めてきた。ここでは、主な事案について説明する。

(1) バード修正条項（DS217 / DS234）

バード修正条項は、輸入品に対する AD 税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該 AD・相殺関税賦課措置を申立て・支持した米国内の生産者等に分配する法律であり、AD 措置及び相殺措置の保護貿易効果を拡大させるとともに、AD 措置及び相殺措置の申請を増加させる効果を有するものであったことから、2000 年 12 月、我が国は EU 等とともに米国に対し WTO 協議要請を行った。

2002 年 9 月、AD 協定及び補助金協定違反を認定するパネル報告書が発出され、これに対する米国の上訴を経て、2003 年 1 月、上級委員会も同協定違反を認定する報告書が発出した。

しかし、米国が 2003 年 12 月末の履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004 年 1 月、我が国等は DSB に対抗措置の承認申請を行い、当該対抗措置の規模に関する仲裁手続を経て、2005 年 9 月に我が国は対抗措置を発動した。

その後米国は、2006 年 2 月、バード修正条項の廃止を定める 2005 年赤字削減法を成立させたが、同法は、2007 年 10 月 1 日まで同条項を維持し、同日より前に通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。

そのため我が国は、2006 年より 2013 年に至るま

² https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresByRepMem.pdf

³ 例えば、米国商務省のウェブページ (<http://trade.gov/enforcement/operations/>) では、AD 調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ (https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm) でも、同様の資料が公表されている。

⁴ WTO ウェブページ参照 (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#)

で対抗措置を延長したが、その後、分配額が僅少だったこと等から、2014年以降、対抗措置を延長せずその権利を留保している。

今後、2007年10月1日より前に通関した物品についての徴収額の分配が継続する可能性があるため、米国による分配額等を踏まえつつ対抗措置を検討するとともに、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく⁵。詳細は2017年版不正貿易報告書70-72頁参照。

(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い(ダンピングしていない)場合、加重平均値を算出する際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた(図表I-3-1参照)。これをゼロイングという。

<国際ルール上の問題点>

ゼロイングについては、2001年3月、EUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の事案(DS141)において、上級委員会により、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際(いわゆるW-W方式)にゼロイング方式を用いることがWTO協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式がWTO協定違反であると認定されたのは、当該個別のケースに限られ(as applied)、ゼロイング方式そのもの(as such)がWTO協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング方式を適用していた。

そのため、ベアリング産業をはじめとする我が国産業は、ゼロイングを用いて算出された税率でAD課税を受けてきた。そこで、我が国は、2004年11月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングをはじめとする13件のAD措置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等がWTO協定違反であるとして、米国に対するWTO協

議要請を行い(DS322)、さらに2005年2月にパネル設置を要請した。2007年1月、上級委員会は、我が国の主張を全面的に受け入れ、次のような判断を行った。

①初回調査におけるゼロイング方式の適用(as such)

ダンピング及びダンピング・マージンは、個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係で認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の全体を考慮しなければならないとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用をAD協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する(いわゆるT-T方式)際にゼロイング方式を適用することは、AD協定2条1項、2条4項、2条4項2に違反すると判断した。

②定期見直し等におけるゼロイング方式(as such)

定期見直し等におけるゼロイング方式はAD協定に違反しないと判断したパネルの判断を破棄し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続におけるゼロイング方式は、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付けるAD協定2条4項やAD税の額をダンピングの価格差以下と規定したAD協定9条3項等に違反すると判断した。

③定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用(as applied)

米国の日本製品に対するAD措置の定期見直し及びサンセット・レビューにおいてゼロイング方式を適用することは、AD協定2条4項、9条3項、11条3項等に違反すると判断した。

<最近の動き>

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含むAD手続全体を通じてAD協定違反であることが、上記DS322等これまでのパネル及び上級委員会により判断されていた。しかし、AD協定2条4項2二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを

⁵ <https://www.cbp.gov/trade/priority-issues/adcvd/continued-dumping-and-subsidy-offset-act-cdsoa-2000>

比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容されると主張していた。上記のとおり、パネル及び上級委員会は、過去の紛争においてゼロイング方式は AD 協定違反であると繰り返し判断していたものの、2 条 4 項 2 二文（ターゲット・ダンピング）の場合にゼロイング方式を適用することが AD 協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていなかった。このため米国が多く事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を発展させていた。

韓国は 2013 年 8 月に、また、中国は同年 12 月に、それぞれ、米国がターゲット・ダンピングを認定した事案でゼロイング方式を適用したことは AD 協定違反であると主張して WTO 協議要請を行った（DS464、DS471）。その後、2016 年、韓国が申立てを行った DS464 の事案で上級委員会は、ターゲット・ダンピング認定のために個別の取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は 2 条 4 項 2 二文にも不整合であるとの判断を示した。

中国が申立てを行った DS471 のパネルでも同様に、2 条 4 項 2 条二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断が示された。本事案では、ゼロイングに関する論点は上訴されていない。なお、韓国及び中国はそれぞれ 2018 年 1 月及び 9 月に、米国がこの判断に従っていないとして米国に年間 70 億ドル規模の対抗措置の発動を WTO に要請した。もっとも、米国は従前より Nails Test、Nails Test II、Differential Pricing Analysis とターゲット・ダンピングを認定するための手法を変更・発展させながら、ゼロイング方式を継続してきた。今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要があるだろう。

<図表 I - 3 - 1 >ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例

| | 国内価格 (\$) | 輸出価格 (\$) | 製品ごとのダンピング・マージン (\$) |
|-----|-----------|-----------|------------------------|
| 製品A | 115 | 95 | 20 |
| 製品B | 80 | 70 | 10 |
| 製品C | 100 | 150 | -50 (ゼロイング方式の場合: 0) |
| 製品D | 105 | 85 | 20 |
| 合計 | 400 | 400 | |

(各製品の国内販売量及び輸出量については、計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(説明)

ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のように計算される。

$$\text{ダンピング・マージン}(\%) = (\text{国内価格と輸出価格の差の加重平均}) \times 100 = \frac{20+10-50+20}{95+70+150+85} \times 100 = 0\%$$

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

$$\text{ダンピング・マージン}(\%) = \frac{20+10+0+20}{95+70+150+85} \times 100 = 12.5\%$$

となり、ダンピングが創出されてしまう。

<図表 I - 3 - 2 >ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の主な判断一覧

| | | 初回調査 | | | | 定期見直し | |
|--------------------------------------|------------------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|
| | | W - W 方式 | | T - T 方式 | | As applied | As such |
| | | As applied | As such | As applied | As such | | |
| EU-インド製ベッドリ ネンAD (DS141) | 上級委員会 | 違反 | - | - | - | - | - |
| | 2001年3月 報告書公表 | | | | | | |
| 米国-カナダ産軟材AD (DS264) | 上級委員会 | 違反 | - | - | - | - | - |
| | 2004年8月 報告書公表 | | | | | | |
| 米国- EU ゼロイング (DS294) | パネル | 違反 | 違反 | - | - | 違反なし | 違反なし |
| | 上級委員会 | - | - | - | - | 違反 | - |
| | 2006年4月 報告書公表 | | | | | | |
| 米国-カナダ産軟材AD (履行確認手続) (DS264) | 上級委員会 | - | - | 違反 | - | - | - |
| | 2006年8月 報告書公表 | | | | | | |
| 米国-日本ゼロイング (DS322) | パネル | 違反 | 違反 | - | 違反なし | 違反なし | 違反なし |
| | 2006年9月 報告書公表 | | | | | | |
| | 上級委員会 | - | - | - | 違反 | 違反 | 違反 |
| | 2007年1月 報告書公表 | | | | | | |

(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)

<措置の概要>

米国は、1999 年 6 月に日本製熱延鋼板に対する AD 税賦課を決定した。2000 年 1 月、我が国は、本決定におけるダンピング・マージンの算出方法、AD 税の遡及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法及び不公正な調査手続が GATT 及び AD 協定に違反するとして、WTO 協定に基づき米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年 3 月にパネルが設置されることになった。2001 年 2 月に配布されたパネル報告書では、一部について我が国の主張が認められたものの、一部については退けられたため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年 4 月に米国が、5 月には我が国が上級委員会に上訴したところ、同年 7 月に我が国の主張が概ね認められた内容の上級委員会報告書が配布され、同年 8 月に採択された。我が国の主張内容の詳細については、2016 年版不公正貿易報告書 122 - 123 頁参照。

<最近の動き>

本上級委員会報告書に基づく本勧告の妥当な実施期間 (RPT) は 2002 年 11 月 23 日と定められたが、米国はこの RPT 内に全ての勧告を履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するために国内法の改正を試みたが成立せず、我が国は 3 度の RPT 延長要請に応じたが、4 度目の履行期限延長については、これ以上履行期限を延長しても何ら効果が期待できず、かつ WTO 紛争解決手続の信頼性を損ないかねないとの判断から、2005 年 7 月、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで合意した。その後改正法案は 2006 年末、審議未了のまま廃案となった。2010 年まで引き続き紛争解決機関 (DSB) 定例会合で米国に対して早期履行を継続的に求めたほか、日米の事務レベルでの協議や対米 TPR 審査でも議題・質問として、また 2011 年にも日米経済調和对話で議題として取り上げた。そして、2011 年 6 月、米国は、2010 年に開始されたサンセット・レビューの結果、1999 年以来継続してきた日本製熱延鋼板に対する AD 措置を、2010 年 5 月に遡り撤廃した。このように本件 AD

措置自体は廃止されているが、all others rate の算出方法を規定する米国 AD 法は未だ改正されていない。2014 年 12 月の対米 TPR 審査でも算出方法を規定する国内法の改正の見通しを書面で質問し、米国政府から米国議会とともに協力して適切な措置を行う旨の回答を得ているが、未だ WTO 勧告の完全な履行は行われていない状況にある。DSB 勧告の不履行は WTO 紛争解決制度の信頼性を損ないかねないものであり、今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

<措置の概要>

AD 協定 11 条 3 項は、当局において AD 課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があることと決定しない限り、AD 課税は 5 年間で失効 (サンセット) することとされている (サンセット条項)。米国の AD 法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われている。しかし、実態として多くの AD 措置が 5 年を超えて延長されている結果、2022 年 6 月末時点で、10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置は 12 件ある (図表 I - 3 - 3)。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり、AD 協定 11 条 3 項は、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性 (措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること) が認められない限り、AD 措置は 5 年で失効すると規定する。しかしながら、米国の対日 AD 措置に関しては、多くの案件で 5 年を超えて措置が継続されており、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度の運用が AD 協定に不整合ではないかと懸念している。

我が国は、2002 年 1 月、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した (DS244)。その後、同年 5 月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003 年 8 月、パネルは我が国の主張を退け、米国

が本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年 12 月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定が WTO 協定非整合であるとまでは判断できないとした。

<最近の動き>

2018 年 8 月、我が国による働きかけもあり、22 年間賦課されていた日本産ステンレス棒鋼に対する AD 措置は撤廃されることとなった。しかし、現

在の米国のサンセット・レビューの運用においては、当局は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD 措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に判断を行っているようにも見え、未だに多くの AD 措置が長期間継続する要因の 1 つとなっている。

我が国は、2013 年以降、春・秋に開催される AD 委員会で長期継続措置の早期撤廃を求める等しており、今後も、AD 措置を原則 5 年で撤廃しなければならぬと定める AD 協定 11 条 3 項を厳格に適用するとともに、WTO 協定に従った適切なレビューを行うよう引き続き要求していく。

<図表 I - 3 - 3 > 10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置 (2023 年 6 月現在)

| 措置発動日 | 対象品目 | 継続期間 |
|------------|------------------|------|
| 1978年12月8日 | PC鋼より線 | 44年間 |
| 1987年2月10日 | 溶接管継手 | 36年間 |
| 1988年8月12日 | 真鍮板 | 34年間 |
| 1991年5月10日 | グレイポルトランドセメント | 31年間 |
| 1996年7月2日 | クラッド鋼板 | 26年間 |
| 1998年9月15日 | ステンレス線材 | 24年間 |
| 1999年7月27日 | ステンレス薄板 | 23年間 |
| 2000年6月26日 | 大径継目無鋼管 | 22年間 |
| 2000年6月26日 | 小径継目無鋼管 | 22年間 |
| 2000年8月28日 | ブリキ及びティンフリー・スチール | 22年間 |
| 2001年12月6日 | 大径溶接ラインパイプ | 21年間 |
| 2003年7月2日 | ポリビニル・アルコール | 19年間 |

(5) 日本製厚板に対する AD 措置

<措置の概要>

2017 年 5 月、米国政府は、日本製厚板に対する AD 税賦課の最終決定を行った。本決定では、成分、用途、価格帯の差を考慮せずに国内産業への損害を認定している点について AD 協定に不整合であるという問題がある。この点について、日本政府は、最終

決定までの間、本件公聴会や AD 委員会において上記指摘を行うなどして改善を求めてきたが、上記の懸念が残る決定がされた。原調査に関する詳細は、2018 年不公正貿易報告書 43 頁参照。

<最近の動き>

2021 年 12 月、米国政府は、本 AD 措置のサン

セット・レビューを開始し、2023 年 1 月に延長した。上記(4)「不当に長期にわたる AD 措置の継続(サンセット・レビューの運用)」の項目で記載のとおり、我が国としては、不当に長期にわたる AD 措置の早期撤廃を求めており、本件についても、WTO 協定に従った適切なレビューを行うよう引き続き要求していく。

補助金・相殺措置

(1) 2018 年農業法

<措置の概要>

米国では、1930 年代に価格支持融資制度が導入され、1973 年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996 年農業法(適用期間:1996 ~ 2002 年度)では、市場価格に応じて支払額が変動する不足払い制度と生産調整が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997 年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998 年度分から 2001 年度分まで計 4 回、総額 273 億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002 年農業法(適用期間:2002 ~ 2007 年度)では、基本的に 1996 年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008 年農業法(適用期間:2008 ~ 2012 年度)では、2002 年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008 年農業法の期限を控えた 2011 年から次期農業法の議論が本格化した。連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や 2012 年 11 月の大統領選挙等の影響のため議論は難航し、次期農業法が成立しないまま 2012 年 9 月末で 2008 年農業法は失効した。このような状況の中、2013 年 1 月に 2008 年農業法を 1 年間延長した上で、議論を継続し、2014

年 2 月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険の導入等を内容とする 2014 年農業法(適用期間:2014 ~ 2018 年度)が成立した。2018 年には、2018 年農業法(適用期間:2019 ~ 2023 年度)が成立したが、2014 年農業法の枠組み(農業リスク補償、価格損失補償等)は継続された。

2018 年農業法は、2023 年 10 月に一度失効したが、米国連邦議会は、2023 年 11 月、2018 年農業法の効力を 2024 年 9 月末まで延長することを可決した。

①国内助成

2014 年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレート(融資単価)を変更しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

2018 年農業法では、2014 年農業法の内容から大きな変更はなく、農業リスク補償や価格損失補償などの制度が維持・改善された。なお、農業リスク補償と価格損失補償は、これまで一度選択すると変更できなかったが、2018 年農業法では、毎年変更することが可能となった。

(a) 農業リスク補償(2014 年農業法で導入)

農業リスク補償(ARC)は、当年収入が過去 5 年中 3 年の平均収入の 86% を下回った場合に、当年収入と平均収入の 86% の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の 10% が支払額の上限で、価格損失補償(下記(b)参照)との選択制となっている。

(b) 価格損失補償(2014 年農業法で導入)

価格損失補償(PLC)は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差(市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差)の一部補填するプログラムである。過去の作付け実績に基づき支払われるな

ど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられている。

2018年農業法において、補償水準の指標となる価格の改定（参照価格と市場価格の5中3平均の85%のいずれかの高い方の金額。ただし、参照価格の最大115%）が行われた。

(c) 価格支持融資制度（継続）

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社（CCC）から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014年農業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。2018年農業法において、全ての適用対象作物を対象としたローンレートの引き上げ等の改善が行われた。

(d) 補完農業保険（2014年農業法で導入）

補完農業保険（SCO）は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保証収入・収量と農業保険の基準収入・収量の86%の差を補填。なお、農業リスク補償と併用することはできない。

②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は1985年農業法で輸出奨励計画（EEP）、乳製品輸出奨励計画（DEIP）等の措置を導入した。しかし、WTO等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額を削減してきており、2008年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014年農業法においても、乳製品輸出奨励計画（DEIP）を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

③輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社（CCC）が債務保証を行う制度。2002年農業法は、90日間～3年間の輸出信

用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画（GSM-102）及び3～10年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画（GSM-103）、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画（SCGP）及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画（FGP）の4種の信用保証計画が実施されていた。これらのうちGSM-103及びSCGPについては、2004年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて2006年に中止され、2008年農業法で廃止された。GSM-102については、2008年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014年農業法で債務保証期間の上限が3年から2年に短縮された。

<国際ルール上の問題点及び最近の動き>

① 国内助成

WTOドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削減対象となる助成合計量（AMS）の削減ルールだけでなく、青の政策（直接支払いのうち、生産調整等の要件を満たすもの）及びデミニミス（農業生産額の5%以下の助成）を含む貿易歪曲的国内支持（OTDS）全体についても削減を求めるルールが議論されている。このような中、2014年農業法においては緑の政策（貿易歪曲性がない、または最小限）に分類される直接固定支払いが廃止される一方、価格下落対策、収入保障対策が拡充された。2017年1月、米国は国内支持通報を行い、新しい農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険を黄の政策（最も市場歪曲的）に分類した。

2018年に導入された、諸外国の不当な報復措置に対する農業者支援策である、報復措置対抗支援（Market Facilitation Program Payment）は、初年度、51億ドルを記録した後、2019年は142億円に膨らんだが、2020年に37億ドルに減少し、2022年と2023年はそれぞれ1千万ドル台に急減している。

USDAと非USDAあわせたコロナ支援は、パンデミック元年の2020年は293億ドルを記録したが、その翌年は160億ドルに減少し、2022年と2023年はそれぞれ1億8000万ドルと3億6000万ドルに減額されている。

USDAコロナ支援、非USDAコロナ支援、報復措置対抗支援を合計した総額直接支援は、2019年は220億ドル、2020年は455億ドル、2021年は259億ド

ルであり、WTO 農業協定 6 条及び各国の譲許表第四部に定める AMS の約束水準（米国は 191 億米ドル（2000 年以降））を超過した可能性があるが、2022 年と 2023 年はそれぞれ 155 億ドルと 120 億に減少しており、AMS 基準内に収まっていると思われる。

②農産物輸出促進

輸出補助金は、2014 年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO 農業協定における規律の実効性が十分でない輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCC が債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015 年 12 月に実施されたケニア・ナイロビでの第 10 回 WTO 閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i) 「輸出信用」の定義の明確化、(ii) 「最長償還期間」は 18 か月以下とすること、(ii) 輸出信用プログラムは自己資金で賄われ、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。米国の輸出信用制度がこうした新たな規律と整合的に運用されているかを注視していく必要がある。

(2) 電気自動車税制優遇措置

<措置の概要>

2022 年 8 月、米国は Inflation Reduction Act of 2022（IRA）を成立させ、電気自動車に対する税額控除措置改定も盛り込んだ。電気自動車の購入に際し、北米域内で最終組立された車両を対象に税額控除が付与され、使用するバッテリーの材料となる重要鉱物が米国・米国の自由貿易協定締結国で採掘・加工されていること、北米域内で製造・組立されたバッテリー部品を使用していることを要件に、それぞれ最大 3,750 ドルの税控除を受けることができる。（車両 1 台あたり上限 7,500 ドル）。また、懸念国6企業（foreign entity of concern、FEOC）が製造したバッテリー部品を含む自動車は 2024 年以降、採掘等した重要鉱物は 2025 年以降、本控除の対象外となる。

<国際ルール上の問題点>

2023 年以降、北米域内での電気自動車の最終組立を税額控除の条件とすることは、一部輸入車を国産車との関係で不利に扱っているといわれる。したがって、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。

北米域内で製造・組み立てされたバッテリー部品を使用することを条件として税額控除を付与することは、北米産電池との関係で輸入電池を不利に扱うので、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）にも抵触する可能性がある。また、WTO 補助金協定 3 条 1 項（b）が禁止する補助金にあたる可能性がある。

バッテリーの材料の重要鉱物が米国・米国の自由貿易協定締結国で採掘・加工されていることを条件として税額控除を付与することは、輸入品間、または、国産品と輸入品間で差別するものとして、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）にも抵触する可能性がある。さらに、補助金協定 3 条 1 項（b）にも抵触する可能性がある。今後の法律の運用において、これらの点についても引き続き注視が必要である。

なお、2024 年 3 月、中国が IRA の EV 税控除及びクリーン電力に関する補助金の要件について、米国に対し WTO の二国間協議を要請した。

<最近の動き>

2023 年 12 月、懸念企業が採掘した重要鉱物やバッテリー部品が税優遇の対象外になることに関連して、米国エネルギー省及び財務省は、それぞれ、懸念国企業（FEOC）の定義の詳細に関する規則案と、FEOC に関する関連要件の詳細を定めた規則案を公表。また、2024 年 1 月 1 日以降の税額控除の対象車両を公表した。

我が国は、電気自動車税制優遇措置について米国政府に日本の立場を伝えてきている。引き続き産業界と連携しつつ、関連法規や運用に関する動きを注視する必要がある。

⁶ 中国、ロシア、イラン、北朝鮮

セーフガード

太陽電池・大型洗濯機セーフガード

<措置の概要>

米国は 2017 年 5 月に太陽電池セル・モジュール、同年 6 月に大型家庭用洗濯機の輸入に対しセーフガード調査を開始し、同年 11 - 12 月、調査当局である米国国際貿易委員会（ITC）が大統領にセーフガード措置の発動を勧告した。2018 年 1 月、トランプ大統領はこれらの製品に対しセーフガードの発動を決定し、同 2 月に発動された。

このうち太陽電池に関する措置は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し 4 年間（2018 年 2 月 - 2022 年 2 月）従価税（1 年ごと 30 % → 25 % → 20 % → 15 %）を賦課するもの。ただし、セルの輸入についてのみ、毎年 2.5 ギガワットの関税割当（無税）がある。

大型洗濯機セーフガード措置については、当初 3 年間（～2021 年 2 月）とされていたところ、措置を 2 年間延長する決定（2021 年 1 月）を経て、2023 年 2 月、同措置は終了した。

<国際ルール上の問題点>

米国国内企業の申請理由書、及び ITC 調査報告書によれば、本件太陽電池セーフガード措置の主目的は、中国太陽電池メーカーが製造する低価格・低効率太陽電池の輸入急増への対応であるとされる。適用目的との関係で必要な限度においてのみ発動するというセーフガードの原則（セーフガード協定 5 条 1 項、GATT 19 条 1 項(a)）にかんがみれば、上記目的とは直接関係しない日本企業製造の高価格・高機能太陽電池については措置対象からの除外が検討されるべきであるが、これらの高効率品も措置対象から除外されなかった。

また、当初の ITC 調査報告書（2017 年 11 月 13 日付）には、セーフガードの発動要件の一つとされる「事情の予見されなかった発展」（GATT 19 条 1 項(a)）についての検討がなく、この要件について米国通商代表部（USTR）の要請で ITC が追加報告書（同年 12 月 27 日）をまとめた経緯がある。同追加報告書は、過去数年にわたる中国企業に対するアンチ・ダンピング措置・補助金相殺関税措置が、中

国企業が生産拠点の海外移転による課税回避をはかったため奏功しなかったこと等をもって「予見されなかった発展」を肯定した。しかし、企業が生産拠点の移転により貿易救済措置の潜脱をはかる事例は過去にもあり、セーフガードを基礎づける「予見されなかった発展」とはいえないとの指摘もありうる場所である。

<最近の動き>

太陽電池セーフガード措置について、日本、中国、韓国、台湾、EU、シンガポール等多数の輸出国が、セーフガード協定 8 条 1 項、12 条 3 項に基づく補償協議を要請した。米国は、2018 年 9 月に 8 種類、2019 年 6 月に 3 種類の製品の措置からの除外を発表したが、これは日本製品を含めた除外申請のごく一部に過ぎなかった。また、2020 年 10 月、トランプ大統領は、除外済製品の一部を除外対象から外すほか、措置 4 年目（2021 年 2 月～2022 年 2 月）の関税率を 18 % とする（漸減率の縮小）と発表した。翌 11 月、ITC の差止命令により効力を停止されている。2021 年 8 月から延長調査が開始され、2022 年 2 月、バイデン大統領は、関税割当（無税）量を 5 ギガワットに引き上げる一方で、措置を 4 年間（～2026 年 2 月）延長する（初年度の関税率は 14.75 %）と発表した。

この太陽電池セーフガード措置については、韓国・中国が WTO 協定に不整合であると主張し、それぞれ 2019 年 5 月・7 月に DSU 上の協議要請を行い、その後パネルが設置された（韓国ケース:DS 545、中国ケース:DS 562）。日本はいずれのパネル手続にも第三国参加した。このうち、中国ケース（DS 562）のみ、2021 年 9 月にパネル報告書発出に至った。同パネル報告書は、米国の措置を WTO 協定に整合的と判断したが、中国の上訴により未採択となっている。

なお、韓国は、大型家庭用洗濯機セーフガード措置についても WTO 協定に不整合であると主張し、2018 年 5 月、DSU 上の協議要請を行い、同年 9 月にパネルが設置された（DS546。日本は第三国参加）。2022 年 2 月に発出された DS546 パネル報告書は、「予見されない発展」等各種要件に関し、米国の措置を WTO 協定不整合と判断した。同パネル報告書は、米韓両国の要請により長く DSB 未採択の状態

が続いていたが、措置撤廃後の 2023 年 4 月の DSB 会合にてパネル報告書が採択された。同月には、DSU 3 条 6 項に基づき、米韓両国が相互に合意した解決に至った旨の通報もなされている。

また、我が国は、引き続き日本製品への影響の軽減に向けて米国政府への働きかけを行う。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（打刻、彫刻、スタンプ、浮き出し表示等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規定した GATT 9 条 2 項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、米国に対し、簡素化を求める要望書を提出した結果、2004 年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規

制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における 対米 TPR 審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも米国に対して改善を求めていく。

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

<措置の概要>

米国の自動車ラベリング法（ American Automobile Labeling Act ）は、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率（米国及びカナダにおける付加価値率）表示のラベル貼付を義務づけるもの。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的は、消費者によりよい購入の決定に役立つ情報を提供することとされているが、一種のバイ・アメリカン条項ともみなされる。また、部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることが貿易に不必要な障害となっている可能性もあり、TBT 協定 2.1 条及び 2.2 条上問題となり得る。なお、最近では米加製比率が高い車種の多くが日系車となっている。

(2) CAFE（企業平均燃費）規制

<措置の概要>

米国は、1975 年エネルギー政策及び保存法（ Energy Policy and Conservation Act of 1975 ）により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱車の平均燃費を一定レベル以上にするを義務づけ、違反者には罰金を課すという企業平均燃費（ Corporate Average Fuel Economy : CAFE ）規制を導入。CAFE 規制の下、国産車と輸入車はそれぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

<国際ルール上の問題点>

過去に GATT 紛争解決手続において EU の提訴により、本規制が内国民待遇（GATT 3 条 4 項）違反と判断され、報告書が出された。しかし、最終

的に本報告書は採択されていない。

<最近の動き>

オバマ政権下では 2012 年に、2025 年までに乗用車とライトトラック全ての平均燃費が 1 ガロン当たり走行距離 54.5 マイルになるよう、年毎に改善目標を設定したが、その後、2017 年 3 月にトランプ政権が規制を緩和する方向で見直すことを発表し、2019 年 9 月にはカリフォルニア州独自の環境規制権限を停止すると表明。そして、2020 年 3 月に、燃費は 2026 年に 1 ガロン当たり走行距離 40.4 マイルになるよう発表。2021 年 1 月にバイデン政権が発足すると、トランプ政権下での規則の見直しを開始。2022 年 4 月に 2024 年式ー 2026 年式の乗用車とライトトラックに対する新たな企業平均燃費規制の最終規則を発表し、2026 年式の平均燃費が 1 ガロン当たり走行距離 49.1 マイルに定めた。

(2021 年式に比べて 1 ガロンあたり走行距離約 10 マイルの改善) また、州独自の環境規制権限の停止についても、2021 年 12 月、これを一部撤廃し、カリフォルニア州など各州に独自の基準を制定する権利を再び認める内容の最終規則を発表した。

サービス貿易

(1) 外国投資・国家安全保障法 (旧エクソン・フロリオ条項) ・外国投資リスク審査現代化法等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2007 年外国投資・国家安全保障法 (Foreign investment and National Security Act of 2007) は、外国人 (企業) による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である 1950 年国防生産法の

721 条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会 (省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)) を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し (基幹インフラや基幹技術への影響等を追加) や議会監視の強化 (個別案件の審査結果を議会に通知) 等が図られたことである。また、2018 年 8 月に成立した外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) により、審査対象の拡大、(非公開技術情報へのアクセスを可能とする投資等) の一部の小規模投資も審査対象化)、審査期間の延長、特定取引の事前審査の義務化、審査考慮要素の追加 (特別懸念国の関与、サイバーセキュリティへの影響等) 等、CFIUS の権限が強化された。2018 年 11 月以降パイロットプログラムという形で適用されていたが、最終形となった規則が 2020 年 2 月 13 日から適用された。従来、外国企業の支配下にあるビジネスが CFIUS の管轄下にあったが、今後は支配権がない投資も一定の要件を満たせば管轄下に入る。特にクリティカルな技術やインフラ、安全保障を脅かす恐れのある米国市民の個人データを保有する米企業に対する投資は、支配権を得なくとも一定の条件があてはまると認可対象となる。大部分は自己申告制だが、特に外国政府による実質的な買収やクリティカル技術を持つ米企業への投資は申告が義務付けられる。また空港、港湾内や近接地域、米軍基地近辺など一定条件に当てはまる不動産の売買も審査対象となる。

2020 年 5 月 21 日、財務省は、2020 年 2 月 13 日に施行された FIRRMA の一部条項に対する改正案を公表した。従前、FIRRMA に基づく CFIUS への事前申告義務 (mandatory declaration) の対象となる重要技術 (critical technologies) は、北米産業分類システム (North American Industry Classification System : NAICS) を参考にした特定 27 産業分野における重要技術に関する一定の投資に限られていた。上記改正案は、NAICS コードを基準とする要件から、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可 (輸出管理規則 (EAR) など) が必要になるであろう場合は、原則として事前申告義務が生じると変更するものである。なお、「重要技術 (critical technologies) 」の意義自体に変更はない。2020 年 9 月 15 日、財務省は、概ね上記改正案に沿った内容の最終規則を公表した (2020 年 10 月 15 日施行) 。

2022 年 9 月 15 日、バイデン大統領は CFIUS に対し、申告内容を審査する際、以下の5点を考慮するよう命じる大統領令を発令した。考慮事項は、①米国の国家安全保障に影響しうる、米国の重要なサプライチェーンの回復力に対する影響、②マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー及びバイオマニュファクチャリング、量子コンピューティング、先端クリーンエネルギー、気候適応技術など、米国の国家安全保障に影響する分野における米国の技術的リーダーシップに対する影響、③米国の国家安全保障に影響しうる業界の投資動向、④米国の国家安全保障を損なうおそれのあるサイバーセキュリティリスク、並びに⑤ US Person の機密情報に対するリスクの5点である。

FIRRMA に基づく手続の具体的な流れは、一部の投資を対象とした事前届出、当事者の自発的な申し立てもしくは CFIUS の委員の要請により、CFIUS が調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまででも、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUS により調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、本法発効以前だが、2006 年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づく CFIUS の審査が行われた例がある。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。GATS も GATT 同様、一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものは WTO 協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

<最近の動き>

最新の CFIUS から議会への外国投資審査に係る報告書によると、2021 年中に簡易的な申告（declaration）が 164 件、CFIUS の詳細な審査が伴う届出（notice）が 272 件と、いずれも過去最多となった我が国企業からの簡易的申告は 11 件、

届出は 26 件あるとされている。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に安全保障の懸念を超えた不公正な影響を及ぼすことがないよう、注視が必要である。

また、バイデン大統領は、2023 年 8 月 9 日、米国の国家安全保障の脅威につながる恐れのある米国の対外投資に対処するため、「懸念国人」（covered foreign persons）が関与する特定投資活動の禁止若しくは事前の情報提供を求めることを内容とする連邦行政規則の制定を財務省に指示するという大統領令を発令した、この特定懸念国とは、現状、中国、香港及びマカオと定義されている。また、財務省も同日、当該制限に関する規則案を公表し、9 月 26 日まで、同規則案に関する産業界のコメントを募った。この規則案は、米国市民や米国法に基づき設立された事業体等と定義される「米国人」が、例外事由を充たさない限り、半導体事業、量子情報技術、人工知能分野に従事する懸念国市民もしくは懸念国の法律に基づき設立された事業体等と定義される「懸念国人」に対し、直接もしくは間接的に出資すること、合弁事業を設立すること、出資に転換できる人選消費貸借契約を締結すること、グリーンフィールド投資することを禁止し、あるいは当該投資活動に関する財務省への事前通知を必要とするという内容となっている。

(参考) CFIUS の審査等の実施状況

| 対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2020～2022年) | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------------|------|------------------|--------|
| 対象年 | 通知件数 | | 審査期間中の 通知取り下げ 件数 | 審査件数 | 審査中の通知 取り下げ件数 | 大統領決定数 |
| | | うち日本からの 投資対象 | | | | |
| 2020年 | 187 | 19 | 1 | 88 | 28 | 1 |
| 2021年 | 272 | 26 | 2 | 130 | 72 | 0 |
| 2022年 | 286 | 15 | 1 | 162 | 87 | 0 |
| 合計 | 74 | 60 | 4 | 380 | 187 | 1 |
| 日本の通知対象取引態様別件数 (2020～2022年) | | | | | | |
| 製造業 | 鉱業、公共事業、 建設業 | 卸売業、小売業、 運輸業 | 金融業、情報通信業、 サービス業 | 合計 | | |
| 27 | 8 | 5 | 20 | 60 | | |

(対米外国投資委員会 (CFIUS) の活動に関する2021年報告書

(https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS%20-%20Annual%20Report%20to%20Congress%20CY%202022_0.pdf) より、経済産業省作成)

(2) 金融

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態（支店、代理店、代表事務所等）での進出を認めているのは 50 州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

また、連邦レベルでは近年に導入・改訂された規制により、一定額以上の米国における資産（支店・代理店が有するものを除く）を有する外国銀行に対しては、中間持株会社（Intermediate Holding Company：IHC）の設立が義務付けられている。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

また、再保険についても、ほとんどの州で外国保

険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の 100 % に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国は WTO 金融サービスの約束において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大きくない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、GATS で留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<懸念点>

米国は、GATS 約束上明確に適用留保とされていない外国企業に対する差別的な措置を早急に改善するとともに、金融サービス自由化の観点から、参入を困難とする規制措置は撤廃・改善することが望まれる。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。州ごとに規則が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても 2006 年以来、保険分野におけ

る「選択式連邦監督制度」(Optional Federal Charter) の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010 年 7 月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局(Federal Insurance Office) が設置された(ただし、連邦保険局は監督規制権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている)。

再保険の問題については、全米保険監督当局協会(NAIC) により、関連規制の下で一定の要件を満たしている保険会社について、再保険引受けに要求される担保を撤廃する新しい制度が制定された。保険会社が同制度に基づく担保撤廃措置を受けるためには、保険会社の所在地が NAIC に認定管轄区域(Qualified Jurisdiction) 及び互惠管轄区域(Reciprocal Jurisdiction) として認定される必要があるが、日本は、2019 年 12 月には Qualified Jurisdiction として再度認定されるとともに、2020 年 1 月には Reciprocal Jurisdiction に認定されている。

(3) 電気通信

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国は、連邦通信法 310 条において、無線局免許に関する外資規制(直接投資は 20% まで、間接投資は 25% まで(ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない)) を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996 年の「外国企業参入に関する命令(Foreign Carrier Entry Order)」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する(同等性の確認審査)とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997 年 2 月の WTO / GATS 基本電気通信合意で、米国は直接投資 20% のみを留保し、間接投資

は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO 加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会(FCC) 規則(1997 年 11 月)において、WTO 加盟国からの投資は 25% を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法 214 条及び 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、従来は関係省庁で構成される法令上根拠のない「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が行われていたが、2020 年 4 月に大統領令に基づき「外国参入評価委員会」が設置された。事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、今後審査基準や手続に関する情報公開や明確化がなされることが望ましい。

<懸念点>

法令解釈の変更により、WTO 加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とする GATS 上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会(FCC) においては、2012 年 8 月に連邦通信法 310 条(b)(3)に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、同条(b)(4)に基づく間接投資に係る規制についても、2013 年 8 月には公衆通信業務用無線局について、2017 年 4 月には放送局につい

て一部手続を明確化するなどの動きが見られる（ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない）。

知的財産

（1）商標制度（オムニバス法 211 条）

米国の 1998 年オムニバス法 211 条には、一定の要件の下、キューバ国籍を有する者の権利主張を、米国裁判所が承認・執行することを禁止する規定がされ、当該規定は米国人には適用されない。

当該規定については、EU が TRIPS 協定 3 条（内国民待遇）及び 4 条（最恵国待遇）に違反しているとして、1999 年 7 月に米国に二国間協議を要請し（DS176：我が国は第三国参加）、その後、パネル・上級委員会手続を経て、2002 年 1 月には、上級委員会は、同法が TRIPS 協定 3 条及び 4 条に違反するとの判断を示している。また、2002 年 2 月には、同委員会報告書は採択され、米国は DSB に WTO の義務を遵守する旨表明したものの、その後、同法 211 条の撤廃を含む、TRIPS 協定違反を解消するための法改正は行われていない。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO 協定実効性確保の見地から、米国の WTO 勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

（2）著作権制度

米国の著作権法 110 条(5)(B)は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作権者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

当該規定については、EU が TRIPS 協定 9 条及び 13 条に違反するとして、パネル設置要請を行っており（我が国は第三国参加）、パネルは 2000 年 6 月、同規定が TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとして、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

この同勧告の実施に関しては、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003 年 6 月に米国が EU に 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定

合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までに状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。パネル勧告の実効性に関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

政府調達

バイ・アメリカン関連ルール

<措置の概要>

米国では、連邦及び一部の州が政府調達を行う場合に、米国産品の購入又は米国製資材の使用を義務付けるルールを採用している。

このルールには、バイ・アメリカン（Buy American）と、バイ・アメリカ（Buy America）がある。

バイ・アメリカンは、1933 年から施行されており、連邦政府による政府調達において米国産品を優遇することを定める。バイ・アメリカンは、連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation：FAR）に基づいて実施されており、国内産品の入札価格が外国産品の入札価格よりも高い場合には、物品調達の場合には 6 - 12 %、公共事業の場合には 6 %、防衛省による調達の場場合には 50 % の価格調整（外国産品の入札価格にこれらの比率を上乗せする）を行うことによって、米国産品を優遇している。

バイ・アメリカンは適用除外される場合があり、通商協定法（TAA）は、米国が通商協定を締結する国の産品について、バイ・アメリカンを適用しないことを認めている。すなわち、WTO 政府調達協定の締約国や米国が自由貿易協定を締結する国を「指定国」として、米国が「指定国」との間で政府調達における内国民待遇を約束する範囲の物品・サービスの調達については、バイ・アメリカンの適用が除外されている。ただし、「指定国」の産品であるといえるためには、当該産品がすべてその国の中で製造されたか又は実質的に変化されたといえなければならないとされている。

バイ・アメリカは、バイ・アメリカンとは異なる仕組みであり、連邦高速道路局（Federal Highway Administration：FHWA）、連邦公共交通局（Federal Transit Administration：FTA）、連邦鉄道局（Federal Railroad Administration：FRA）、連邦航空局（Federal Aviation Administration：

FAA)などの機関が、各機関の調達規則においてバイ・アメリカ条項を設けている。州政府が連邦政府の補助金を用いて実施する大規模な運輸及びインフラ事業について、その事業に用いられる鉄鋼等が米国製であることを求めるものであり、各機関のルールによって実施されている。例えば、連邦運輸局が所管する連邦資金を用いた事業については、米国内で生産された鉄鋼等が用いられなければならないとされている。それらの鉄鋼等が米国内で生産されたとみなされるためには、すべての製造過程が米国内で行われており、かつすべての部品が米国製でなければならないとの基準が設けられている。ただし、二次部品(従属部品)が外国製であることは問題とされていない。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国には政府調達において国内産品を優遇したり国内産品以外の調達を禁止したりする制度があり、その実施の方法によっては WTO 政府調達協定をはじめとする国際ルールに抵触するおそれがある。

<最近の動き>

政府調達制度に関する米国大統領令

2021 年 1 月 25 日、バイデン大統領はバイ・アメリカン規則強化に係る大統領令 (Executive Order on Ensuring the Future Is Made in All of America by All of America's Workers) に署名した。同大統領令は、米国予算管理局 (OMB) の下に、政府の「メイド・イン・アメリカ」政策を担当する新しい部局を設置し、OMB 長官がメイド・イン・アメリカ局長を任命することや、政府調達規則に関して、(1) 国産比率の算定方法における既存の抜け穴を防ぐために、連邦機関がバイ・アメリカン規則の適用除外を認める場合には、メイド・イン・アメリカ局長に対し、詳細な正当化事由を説明しなければならないという規則等を設定し、(2) 本大統領令の公布後 180 日以内に、国産要求比率等について現行の連邦調達規則の修正提案を行うとともに、米国内で十分調達できない物資に関する見直しを行うこと等を規定している。2021 年 6 月、OMB は本大統領令の (1) に関連して、連邦政府の省庁・機関に対してバイ・アメリカン政策における例外適用の見直しに着手するよう指示する文書を出

した。同年 7 月には、バイデン政権は、(2) に関連して、国内調達要求の基準比率を最終的に 75 % へ引き上げる事等を含む、連邦調達規則の改正案を発表した。同改正案はパブコメを経て、2022 年 3 月に最終規則が公示され、同年 10 月に施行した。同年 3 月に公表されたファクトシートでは、国内調達比率を 2022 年に 60 % に引き上げ、2024 年には 65 % に、2029 年には 75 % に引き上げ等が含まれている。なお、本大統領令には、WTO 政府調達協定を始めとする国際協定と整合的に運用されることの明確な規定が存在しないため、今後どのように本大統領令が関連する法律に反映され、運用されるかを注視し、国際協定と整合的な規則となることを米国に要請していく。※本大統領令により、前政権が署名したバイ・アメリカンに関する大統領令 (Executive Order 13788、Executive Order 13858、Executive Order 13975) は無効となる。

インフラ・投資雇用法 (ビルドアメリカ・バイアメリカ法)

2021 年 11 月 15 日、バイデン大統領は、ビルドアメリカ・バイアメリカ (BABA) 法を含むインフラ投資・雇用法に署名した。BABA 法は、連邦政府により資金提供がおこなわれるインフラプロジェクトに関して、使用される①鉄鋼製品、②工業製品、③建設資材を米国内で生産するよう求めている。

2023 年 8 月 23 日、行政管理予算局 (OMB) は、上記米国内生産要件に関する最終ガイダンスを発表し、同年 10 月 23 日に施行した。最終ガイダンスには主要な用語の定義や米国内生産要件の免除規定に関するガイダンス等が提供されている。さらに、2023 年 10 月 25 日、OMB は補足ガイダンスを提供するためにメモランダム M - 24 - 02 を発表した。メモランダムには、免除手続の詳細や対象となるプロジェクトの一部に関する追加ガイダンス等が規定されている。

最終ガイダンスでは、米国内生産要件が適用される「インフラ」に関して、幅広い「インフラ」が対象となることが明確化されている。すなわち、インフラとは、「道路、高速道路、橋梁、公共交通機関、ダム・港湾・その他の海上施設、都市間旅客鉄道・貨物鉄道、貨物施設・複合一貫輸送施設、空港、上下水道含む水道システム、送配電施設、公益事業、ブロードバンド」

向けの「構造、施設、設備」、「建物、不動産」及び「電気自動車の充電設備を含むエネルギーの発電、送電、配電」に関する「構造、施設、設備」を含むとされているが、これらは例示的なものに過ぎず、補助金を提供する連邦政府機関は「インフラ」を幅広く解釈すべきこと、「インフラ」に該当するかを判断する場合には公共機能を果たすかどうかを考慮すべきことなどが明確にされている。

また、米国内生産の要件に関して、BABA 法では①鉄鋼製品に関しては、最初の溶解段階からコーディングを施すまでのすべての製造が米国内でおこなわれたものであること、②工業製品に関しては、(i)米国内で製造されたものであること、(ii)米国内で採掘、生産、または製造された工業製品の構成部品のコストが、同製品の全構成部品の 55 % 以上であること、③建築資材に関しては、建築資材のすべての製造工程が米国内でおこなわれたことが必要であるとされている。最終ガイダンスでは、建築資材は、非鉄金属、プラスチックおよびポリマー製品、ガラス、光ファイバーケーブル、光ファイバー、木材、壁材（乾式工法）、エンジニアードウッドの 8 種類が指定されている。

BABA 法には、国内生産要件の適用を免除できる場合として、a)国内生産要件を適用することが公共の利益に反する場合、b)鉄、鉄鋼、製造製品、建設資材の種類が十分かつ合理的に入手可能な量または満足できる品質で米国内で生産されていない場合、c)米国で生産された鉄、鉄鋼、製造製品、建設資材を含めると、事業全体のコストが 25 % 以上増加する場合が挙げられている。免除は調達機関が資金提供元である連邦政府機関に対して申請をおこない、資金提供元の連邦機関が免除の受付及び承認に責任を負っている。連邦政府機関は、免除申請に関して自身及び OMB のウェブサイトの説明を公開し、15 日以上のパブコメにかける必要がある。また、すべての免除は Made in America Office によって審査される。

国際協定との関係に関して、BABA 法には「国際協定の下での米国の義務と合致した形で適用されなくてはならない」との記載がある。上記のとおり、BABA 法には国内生産の適用を免除できる場合として、「公共の利益に反する場合」が挙げられている。メモランダム M - 24 - 02 には、「政府調達協定またはそ

他の貿易協定に従って調達をおこなう義務がある州である場合」、「連邦機関は、州がその義務を遵守できるように、公益のために米国内生産要件の免除を提案することができる」と規定している。

米国は政府調達協定で、いくつかのサービス、建築サービスを留保しているが、BABA 法が適用されるインフラの範囲は幅広く、米国内生産要件が課される多くのインフラプロジェクトは、政府調達協定の適用を受けると思われる。BABA 法は免除規定を設けているが、免除が「できる (may) 」という規定ぶりになっており、免除をおこなうかどうかは、資金の提供をおこなう連邦政府の裁量となっている。さらに、免除を受けるためには、調達機関が連邦政府に免除申請をおこなわなくてはならず、免除を受けられるまでに時間がかかり、輸入品が不利になる可能性もある。今後、政府調達協定に整合的な形で運用がなされるよう引き続き注視していく必要がある。

(a) ニューヨーク州、テキサス州におけるバイ・アメリカン及びバイ・アメリカの導入の動き

ニューヨーク州では、一定額を超える物品又はサービスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法 (New York Buy American Act) が 2018 年 4 月から施行されている。同法は 2020 年 4 月に失効予定だったが、同月、同法を恒久化する法案がニューヨーク州議会でも可決され、州知事によって署名された。

また、テキサス州でも、バイ・アメリカを強化する州法が 2017 年 9 月から施行されている。連邦法におけるバイ・アメリカとの大きな違いは、事業コストが増加する場合のバイ・アメリカの適用除外に関して、連邦法では米国製の鉄鋼を用いることで事業のコストが 0.1 % ないし 2,500 ドル増加する場合には米国製品の使用が義務づけられなくなるが、州法では、事業コストが 20 % 増加しない限り、バイ・アメリカの適用が除外されない点にある。

いずれの立法も、州レベルでバイ・アメリカンやバイ・アメリカの適用除外の範囲を狭めるなどするものである。前述のとおり WTO 政府調達協定における留保により、直ちに我が国との関係で同協定違反になるものではないものの、州レベルの動向でも、国内産品の優遇や調達の義務づけが国際ルールに抵触しないかどうかを慎重に見極めていく必要がある。

一方的措置・域外適用

(1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定

<措置の概要>

1974 年通商法 301 条 (Section 301 of the Trade Act of 1974) は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限を USTR に対して与えている。なお、同条の過去の改正については、2016 年版不公正貿易報告書 145 頁を参照されたい。

[調査手続]

USTR は、(i) 利害関係者の申立て又は職権により当該行為についての調査を開始し (302 条)、(ii) 調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し (303 条)、(iii) 調査開始後一定の期間内 (通商協定に関する調査の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日以内又は調査開始から 18 か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内) に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し (304 条)、(iv) 措置の決定後原則として 30 日以内 (180 日の延期可能) に同措置を実施する (305 条)。

[制裁措置の理由]

措置の発動が義務的とされる場合 (301 条 (a))

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等には、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

措置の発動が裁量的とされる場合 (301 条 (b))

外国の措置や政策等が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、米国の商業に負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTR は措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理 (unreasonable) である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵

守に至らなくとも、不公正かつ不衡平であれば不合理である」と規定されている (301 条 (d) (3) (A))。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている (301 条 (d) (3) (B))。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は、1974 年通商法 304 条等に基づく手続は、WTO パネルの判断又は WTO 紛争解決機関 (DSB) の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請した。協議はまともならず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の DSB 会合にて、パネル報告書 (WT / DS152 / R) が採択された。

パネルは、1974 年通商法 304 条等に関し、文言自体からは DSU 23.2 条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針 (Statement of Administrative Action) や米国政府のパネル会合における声明 (これらの規定を WTO 協定上の義務と整合的に運用するとの声明) を併せ考慮すると、WTO 協定違反とは言えないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

① 中国の強制的な技術移転等に対する 301 条調査

(1) 301 条調査に基づく追加関税

USTR は、2017 年 8 月に中国の強制的な技術移転等について 301 条調査を職権開始し、翌年 3 月、4 つの調査対象 (強制的な技術移転、ライセンス契約等における特定条項の強制、組織的な米国企業の買収、営業秘密の窃取等) に対し、いずれも不合理又は差別的なものであって、米国の商業に負担又は制限となっていると認定した。

これを受け、米国は 2018 年 4 月に関税賦課の品目候補リストの公表し、同年 7 月に中国産品に対する追加関税の発動を行った。これに対し、中国は、同

年4月、米国の追加関税がGATTの最恵国待遇義務（GATT1条1項）等に違反するとしてWTO協定上の協議要請を行うとともに、米国産品に対して追加関税を課すと発表し、同年7月に追加関税を発動した。

その後、米中間で関税の応酬が続いていた中、2020年1月、米中間で、知的財産の保護、技術移転の禁止、農水産品の貿易障壁の撤廃、金融市場の開放、通貨に関する政策及び透明性、貿易拡大等に関する合意に至った。かかる合意を受けて、米国は一部の追加関税の引下げ及び発動延期を行った。中国は米国の追加関税措置をWTOの紛争解決手続に持ち込んでおり、2020年9月に公表されたパネル報告書では、米国の措置が最恵国待遇義務（GATT1条1項）及び関税譲許義務（GATT2条）に違反すると判断された。米国の上訴により、本ケースは現在上級委員会に係属している（本ケースの詳細は第II部第15章「2. 主要ケース」を参照）。

(2) 4年レビュー

1974年通商法301条に基づく措置は、発動から4年間で満了する最後の60日間に、当該措置による恩恵を受ける国内産業界の継続要望がなければ終了することとなっている。継続の要望が提出された場合、当該措置の効果と影響について、USTRは、レビューを実施する。2022年9月、USTRは、対中追加関税の継続に関する要望を受け、当該措置の継続及びレビューの開始を発表した。2024年3月現在、レビューは完了していない。2024年1月にタイUSTRから米国議会下院の中国共産党に関する特別委員会に送付したレターによれば、当該レビューは向こう数ヶ月で終了する見通し（2024年3月時点）。

(3) 対中追加関税からの適用除外

一部の品目については、対中追加関税からの適用除外が認められている。対中追加関税の発動後、累計2,200品目超が適用除外となった。そのうちの大半が2020年12月までに期限切れを迎えたが、352品目の適用除外措置については、延長が繰り返された後、2024年5月まで延長されている。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年12月、USTRは、対中追加関税について、医療関連製品の99品目を2021年3月まで適用除外にする措置を公表した。当該措置の期間

が2度延長された後、USTRは、99品目のうち81品目については追加でさらに2022年5月まで適用除外措置を延長すると発表した。その後2022年5月、同年11月、2023年2月の3度の延長発表を受けて、本適用除外措置は2023年5月まで延長された。さらにその後、81品目のうち77品目の適用除外措置については、2023年5月、同年9月、同年12月の3度の延長を重ね、2024年5月まで延長されている。

USTRは、現在認められている合計429品目（新型コロナウイルス感染症拡大を受けた医療関連製品77品目を含む）の適用除外措置をさらに延長すべきかについて、2024年1月22日から同年2月21日までパブリックコメントを募集した。

② フランスのデジタルサービス税に対する301条調査

2019年7月4日に仏下院、同月11日に仏上院がそれぞれデジタルサービス税を導入する法案を承認し、同月24日にマクロン大統領が同法案に署名した。同法案は、EU域内及びフランス国内で一定額以上の売上げがある企業を対象として、一定の種類のデジタルサービスの提供から生じるフランス国内での売上高の3%に相当する税を課すものである。このような動きを受けて、USTRは、同年7月10日に同税に対する301条調査の開始を発表し、同年12月2日に、フランスのデジタルサービス税は米国企業を差別し、租税原則にも反するものであると認定する調査報告書を公表した。

2020年1月に行われた米仏首脳会談において、フランスのデジタル課税の延期、米国の報復関税措置の発動留保、OECDにおける課税ルールの議論の加速について、両国は合意した。同年7月、米国は2021年1月6日から報復関税措置発動を決定したが、当該発動予定日に再び延期（無期限）する旨発表した。同年10月8日、OECDでデジタル化に伴う国際課税制度の見直しについて合意したことを受け、USTRは、同月21日、フランスに対する報復関税措置を終了すると発表した。

③ 10か国・地域のデジタルサービス税に対する301条調査

USTRは、2020年1月5日、10か国・地域（オーストリア、ブラジル、チェコ、EU、インド、インドネ

シア、イタリア、スペイン、トルコ及び英国) が賦課又は検討しているデジタルサービス税に対する 301 条調査の開始を発表した。

2021 年 1 月 6 日及び同月 14 日に、計 6 か国(オーストリア、インド、イタリア、スペイン、トルコ、及び英国) のデジタルサービス税について、同税が米国企業を差別し、租税原則に反するものであると認定する調査報告書が公表されたが、措置の発動には至っていない。また、同月 13 日には、その他 4 か国・地域(ブラジル、チェコ、EU、インドネシア) のデジタルサービス税についての現状報告を発表し、今後の調査継続について発表した。同年 3 月、USTR は、6 か国に対する報復関税措置を発表したが、発動停止の状態が続いていた。同年 10 月 8 日、OECD でデジタル化に伴う国際課税制度の見直しについて合意したことを受け、USTR は、同月 21 日、オーストラリア、イタリア、スペイン、及び英国に対する報復関税措置を終了すると発表した。また、USTR は、同年 11 月 22 日にトルコとの間で、同月 24 日にインドとの間で、それぞれデジタル課税に関する合意に基づき、発動の可能性のあった報復関税措置を終了すると発表した。

④ ベトナムの為替操作・違法木材に対する 301 条調査

USTR は、2020 年 10 月 2 日、入手可能な証拠によるとベトナムの通貨が過小評価されており、ベトナム国家銀行による為替市場への介入が当該過小評価に貢献しているとして、通貨価値に関連するベトナムの政策等に対する 301 条調査の開始を発表した。また、同日、ベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する 301 条調査の開始も発表した。

2021 年 1 月 15 日に公表された調査報告書は、通貨価値に関連するベトナムの政策等は、不合理であって米国の商業に負担又は制限をもたらしていると認定した。具体的には、通貨価値に関する政策等が国際貿易における不公正な競争上の利益をもたらしてはならないことは広く受け入れられた規範となっていることを指摘しつつ、ベトナムの通貨の過小評価に貢献している過剰な為替市場への介入等により、米国に輸入されるベトナム産品が実質的に安価になる一方、ベトナムに輸出される米国産品が実質的に高価になり、米国企業の競争力が阻害されているとした。

本件については、米国財務省は、2021 年 7 月 28 日、ベトナム国家銀行との間で為替政策に関する問題解決に向けた合意に達したため、ベトナム通過に関する 301 条調査に関し、同銀行による当該合意の履行状況を注視しつつ、当面は貿易措置を取らない旨を発表した。また、同年 10 月には、USTR は、ベトナム農業農村開発省との間で問題解決に向けた合意に達したため、ベトナム政府による当該合意の履行状況を注視しつつ、当面はベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する 301 条調査を停止すると発表した。

なお、その他の、最近の主な通商法 301 条に基づく調査開始事例については、2016 年版不公正貿易報告書 147 頁を参照されたい。

(2) 1962 年通商拡大法 232 条

<措置の概要>

米国大統領は、1962 年通商拡大法 232 条 (Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962) に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与える場合、輸入調整等の措置をとることができる。大統領の措置の前提として、商務長官が、対象輸入品による国家安全保障上の脅威の有無を調査する。商務長官は、当該調査開始から 270 日以内に、大統領に対し、調査報告を行わなければならない。調査の結果、商務長官が対象輸入品について、米国の国家安全保障への脅威があると判断した場合は、その旨報告し、輸入調整を行うべきかについて勧告する。

大統領は、国家安全保障上の脅威があるとの報告を受けた場合、90 日以内に、(i) かかる調査報告に同意するか、及び、(ii) 何らかの輸入調整(禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等)を行うか否かを決定する。大統領は、輸入調整の決定後 15 日以内にこれを実施する。

〔調査手続〕

商務長官は、(i) 関係省庁の長官、利害関係者の申立て又は職権により、対象輸入品による国家安全保障に対する影響について、調査を開始し (232 条(b)(1)(A))、(ii) 国防長官に対し、即座に調査開始を通知する (同(B))。商務長官は、調査の過程において (i) 国防長官と、本件調査の

方法と調査に関連して生じる政策上の問題について協議し、(ii)適切な米国当局者から情報・助言を求め、協議し、(iii)適切であれば、合理的通知を行い、公聴会又はその他の方法で、利害関係者から調査に関する情報又は助言を受ける機会を設ける(同条(2)(A))。商務長官の求めがあった場合、國務長官は調査対象製品の国防上の必要性について意見を出さなければならない(同(B))。

商務長官は、本件調査開始後 270 日以内に、大統領に対し調査報告書を提出しなければならない。輸入品により国家安全保障を損ねる恐れがあると認定した場合、その旨、大統領に報告しなければならない(同条(3)(A))。機密情報を含まない調査報告書は、連邦官報で公表しなければならない(同(B))。

<国際ルール上の問題点>

米国による 1962 年通商拡大法 232 条(国防条項)に基づく、譲許表を超えた関税の引上げは GATT 2 条(関税譲許)、禁輸や数量制限は GATT 11 条(数量制限)などに不整合となりうる。また、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている(セーフガード協定 11 条)。これに対し、米国は、後述する鉄鋼・アルミの 232 条措置においても、GATT 21 条(安全保障例外)を援用し、同条が自己判断的(self-judging)条項で、パネルに同条の審査権はないと主張する(WTO のパネル判断(DS512, DS567 等)でかかる主張は否定されている。)

安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念があり、世界の関連市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。

<最近の動き>

トランプ政権下では、8 件の 232 条調査が開始された(①鉄鋼、②アルミ、③自動車・自動車部品、④ウラン、⑤スポンジチタン、⑥変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心(以下「変圧器等」)、⑦バナジウム及び⑧移動式クレーン)。このうち、鉄鋼、アルミ、自動車・自動車部品については後述する。ウランの輸入については、商務長官が米国の安全保障上の脅威であると判断し、大統領に報告したが、大統領は

現時点では同意しないとの声明を発表し、特段の輸入制限措置は取らなかった。

スポンジチタンについては、大統領が商務省による国家安全保障上の脅威があるとする認定に同意したものの、輸入調整(追加関税等)は行わないことを決定した。ただし、国防省、商務省に対し、作業部会(ワーキンググループ)を立ち上げ、輸入の約 94% を占める日本との間で協議を実施し、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンを用いることができるよう、製品へのアクセス確保のための措置に合意するよう指示している。

変圧器等については、商務省の報告書(勧告)が公表されないまま、2020 年 11 月の米墨間でのモニタリング制度の導入に関する合意発表がなされたのみで、法定の期限内に何ら大統領の決定もなされなかった。その後、2021 年 7 月に商務省の報告書が公表され、商務省が同製品による国家安全保障上の脅威を認定していたことが判明したが、特段措置は講じられていない。

バナジウムの輸入については、商務長官が米国の安全保障上の脅威ではないと大統領に報告し、大統領は特段の輸入制限措置はとらなかった。また、移動式クレーンの輸入については、申請者が調査申請を取下げ、終了した。

バイデン政権下においても、232 条に基づく鉄鋼・アルミに対する追加関税が維持された。また、新たにネオジム磁石についての 232 条調査が開始され、同製品に対する国内生産強化、国際協力及び研究開発等の支援に取り組む旨が決定された(詳細は 2023 年版不公正貿易報告書 112 頁参照)。

スポンジチタンやネオジム磁石については、輸入による安全保障上の脅威があると認定されているが、同盟国である日本からの輸入が、米国の国家安全保障上の脅威となることはない。むしろ品質管理が行き届いた信頼性の高い日本からの輸入は、米国の国家安全保障を支える素材であり、今後の協議で合意される措置も WTO 協定整合的であるべきである。我が国は、米国に対し、上記の立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行うとともに、今後も 232 条措置の動向について注視する必要がある。

(a) 鉄鋼・アルミに対する 232 条措置

米国は、2017 年 4 月、輸入鉄鋼及び輸入アルミ

について、232 条調査を開始した。⁷ 2018 年 3 月 23 日、米国は、鉄鋼に 25 %、アルミに 10 % の追加関税の賦課を開始した。さらに、鉄鋼・アルミ製品に対する 232 条措置を發動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232 条措置で目的とした、米国内での生産稼働率 80 % が実現できていないとして、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品（鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど）についても 2020 年 2 月、同率（鉄鋼 25 %、アルミ 10 %）での追加関税の賦課が開始された。

ただし、米国内で十分に生産出来ない製品、国家安全保障上の考慮を要する製品については、米国ユーザー等の申請に基づき商務省が措置からの除外を判断している（製品別除外）。また、一部の国は措置から除外されている（国別除外）。豪州は鉄鋼とアルミのいずれについても追加関税から除外されている。韓国（鉄鋼）、ブラジル（鉄鋼）及びアルゼンチン（鉄鋼・アルミ）についても関税措置から除外されたが、その代わりとして輸入数量制限が導入された⁸。さらに、2021 年 10 月には、EU からの鉄鋼、アルミに対し、追加関税を一部免除する一定数量の関税割当が代わりに導入されること、派生製品については追加関税を撤廃することが発表され、2022 年 1 月より当該関税割当が運用されている。二次税率として鉄鋼 25 %、アルミ 10 % の関税が維持されているなど、措置には協定上の疑義がある。

WTO においては、中国、EU、カナダ、メキシコ、ノルウェー、ロシア、トルコ、インド及びスイスはそれぞれ、米国の 232 条措置について協議要請を行い、2018 年 11 月（インド、スイスについては 12 月）、パネルが設置された。ただし、カナダ及びメキシコは、2019 年 5 月、それぞれ米国との間で相互に満足する解決に至ったとして、紛争解決手続を終了した⁹。また、EU 提訴にかかる案件については、米 EU 間の合意により、2021 年 11 月、パネル手

続が停止され、さらに、翌 2022 年 1 月、係属していた紛争については別途仲裁手続を利用することとし、パネル手続は終了した。残る 6 件のうち、中国、ノルウェー、スイス、トルコ提訴にかかる 4 件について、2022 年 12 月にパネル報告書が公表され、米国の 232 条措置は安全保障例外で正当化されないとの判断が示された。米国は、4 件について上訴した。

また、EU、中国、インド、ロシア、トルコは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、セーフガード協定 8 条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第 II 部第 8 章 1(2)(i)、同(5)③も参照）を發動した¹⁰。これに対し、米国は、232 条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張しており、各リバランス発動国に対して WTO 協議要請を行った（本件についても 2018 年 11 月パネルが設置された。）。このうち、中国（2023 年 8 月）及びトルコ（同 12 月）のリバランスについてのみパネル報告書が公表され、232 条措置はセーフガード措置ではなく、両国のリバランスはいずれも WTO 協定不整合であると判断した（いずれも中国・トルコにより上訴され、採択されていない）。なお、カナダ、メキシコ、インドのリバランスにかかるパネル手続は、いずれも当事国の合意により解決したとされ、終了している。EU については、前述の米 EU 合意に基づき、2021 年 11 月、EU のリバランス措置は一時停止され、また EU のリバランスに対する紛争は仲裁手続に移行するとして、パネルは終了した。

同盟国である日本からの鉄鋼やアルミの輸入が、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、我が国は、米国に対し、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図り、産業への影響を極力回避するよう多様なレベルで働きかけを行ってきた。また、他の輸出国と同様、米国の措置は実質的にセーフガード措置に該当するとして、今後リバランス措置をとる権利を留保する

⁷ 調査に至った背景については 2018 年版不公正貿易報告書 55 頁を参照。

⁸ 3 月 26 日、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、2015 年から 2017 年の年間平均輸出货量の 70% の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表された。他方、豪州、ブラジル、アルゼンチンとの間では「米国の生産能力活用の増加に貢献し、積み替えを防ぎ、輸入の殺到を避ける方法を含む一連の方法に合意」した旨発表されたが、詳細は不明（4 月 30 日付大統領布告及び 5 月 31 日付大統領布告）。ただし、2020 年 8 月、ブラジル産鉄鋼製品に対する数量制限枠を引き下げる旨発表された。⁹ 米国は、2020 年 8 月 6 日、カナダ産アルミへの 232 追加関税賦課を発表した。また、同月、メキシコ政府との間での、鉄鋼製品の輸入増加への対処についての協議を決着したとして、メキシコ産鉄鋼製品に対する輸出監視強化に関する声明も発表した。

⁹ 米国は、2020 年 8 月 6 日、カナダ産アルミへの 232 追加関税賦課を発表した。また、同月、メキシコ政府との間での、鉄鋼製品の輸入増加への対処についての協議を決着したとして、メキシコ産鉄鋼製品に対する輸出監視強化に関する声明も発表した。

¹⁰ このほか、カナダ・メキシコも米国製品の輸入に対する追加関税賦課を行っているが、両国はこれを NAFTA のリバランス条項に基づく措置としていた。

旨の WTO 通報を行っている（2018年5月）。なお、我が国はシステミックな関心を有するとして米国の232条措置、対米リバランス措置のパネル審理にそれぞれ第三国参加を行っている。

2021年11月、日本産鉄鋼、アルミの232条措置について協議が開始された。2022年2月、米国は日本からの輸入鉄鋼につき一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃した。鉄鋼の関税割当の二次税率25%は維持されており、アルミについては追加関税10%が維持されるなど、WTO協定上の問題は残る。引き続き協定整合性に疑義のある232条措置の完全撤廃に向け、働きかけを続けている。

また、2023年2月、ロシアのウクライナ侵攻1周年に合わせて、232条に基づくロシア産アルミの従価税を従前の10%から200%へ引き上げる旨の大統領布告が公表された。これは、ロシア産アルミの国家安全保障に対する引き続きの脅威及びロシアの防衛産業基盤におけるアルミ産業の占める重要性等に鑑みたものである。

(b) 自動車・自動車部品に対する232条措置

米国は、2018年5月、輸入自動車及び自動車部品について、232条調査を開始した。商務長官は、2019年2月、調査報告書を大統領に提出した。同年5月、米国は自動車及び自動車部品の輸入が安全保障上の脅威と認定し、EUや日本などと、脅威に対応するための交渉を指示した。同年11月に交渉期限が到来するも、何ら措置決定はされていない。

我が国は、2018年9月の日米首脳会談で、日米共同声明に基づく協議が行われている間は、本合意の精神に反する行動をとらないこと、すなわち、日本の自動車に対して、232条に基づく追加関税が課されることはないことを確認した。また、2019年9月の日米首脳会談においては、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

カナダ及びメキシコは、USMCAのサイドレターで、自動車・自動車部品について一定数量を下回る台数・金額の自動車・自動車部品の対米輸出については、

232条を適用しない旨、米国との間でそれぞれ合意している。前述の通り、WTO協定上、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている（セーフガード協定11条）ほか、関税割当等WTO協定上認められる場合を除き、数量制限は一般的に禁止されている（GATT11条）。特定の輸出台数・金額を明示して232条措置からの除外を合意する手法は、上記協定との整合性が問題とされよう。

同盟国である日本からの自動車及び自動車部品の輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。また、我が国は、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易につながりかねない措置については反対し、いかなる貿易上の措置もWTO協定に整合的であるべきとの立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

また、米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等数多くの日本企業が進出し、USMCAを活用した企業活動を行っているところ、これらの企業への影響などもかんがみ、USMCAのサイドレターに関して、今後の動向についても引き続き注視している。

(3) スペシャル301条（1988年包括通商競争力法1303条によって改正された1974年通商法182条）

<措置の概要>

スペシャル301条は、1988年包括通商競争力法（Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988）1303条により1974年通商法182条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTRは、1974年通商法182条に基づき、貿易障壁年次報告書

（annual National Trade Estimate Report）の提出後30日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」（priority foreign countries）として特定することとしている。USTRは、当該特定から30日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し（1974年通商法302条（b）（2）（A）、303条）、紛争解決手続終了から30日以内又は調査開始から6か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容

を決定しなければならない（304 条（a）（3））。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト（Priority Watch List）及び監視リスト（Watch List）を作成している。

<国際ルール上の問題点>

1974 年通商法 301 条に関する手続と同様の懸念がある。

<最近の動き>

2023 年 4 月に USTR より公表された「2023 年スペシャル 301 条報告書」（2023 Special 301 Report）は、中国、インドネシア、インド、ロシア、アルゼンチン、チリ及びベネズエラの 7 カ国を「優先監視国」として掲載し、タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アルジェリア、エジプト、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ、ベラルーシ及びブルガリアの 22 カ国を「監視国」として掲載している。

<最近の動き>

2022 年 5 月、米国財務省は、ワインの容量規制を緩和する連邦規則の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した（2022 年 7 月まで）。連邦規則の改正が実施されるかどうか、引き続き注視していく

その他

酒類容器の容量規制

<措置の概要、懸念点>

米国で流通可能な蒸留酒及びワインの容量は、1,000 ml、750 ml、375 ml 等に限定されており、我が国で伝統的に使用されている一升瓶（1,800 ml）や四合瓶（720 ml）等の容量では米国に対して蒸留酒及びワインを輸出できない状況となっていた。

この点、日米貿易協定署名時（2019 年 10 月）に、米国財務省が蒸留酒及びワインの容量規制を緩和する連邦規則の改正案について、最終的な措置をとることを約束する書簡が、日米政府間で交換されており（2020 年 1 月 1 日発効）、蒸留酒については、2020 年 12 月に連邦規則が改正され、日本側が求めていた容量（700 ml、720 ml、900 ml、1,800 ml）は現在流通可能となっている。